

平成30年9月吉日

当座勘定をご利用のお客様

東京ベイ信用金庫

「当座勘定規定」の一部改正のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、呈示された手形・小切手は、呈示日の窓口営業時間中に当座勘定に受け入れまたは振り込みされた資金により支払いを行っていますが、「当座勘定規定」には入金時限を明記していませんでした。

今般、平成30年10月に全銀システムの稼働時間拡大*が予定されていますが、当金庫では、当座勘定への入金時限を15時とする改正を行いましたのでお知らせします。

なお、このお取り扱いはずすでにお取引いただいているお客様にも適用されます。

今後とも東京ベイ信用金庫をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。 敬具

※即時入金となる振込の取扱時間が、休業日を含めて拡大されます。詳しくはお取引店にお問い合わせください。

記

【対象規定】

規定名	改正箇所
当座勘定規定（一般用）	第9条（支払の範囲）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第10条（支払の範囲）

【改正内容 <当座勘定規定（一般用）>】

改正前	改正後
第9条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第9条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで</u> に当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、 <u>15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</u> (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

➤当座勘定規定（専用約束手形口用）第10条も同内容の改正となります。

以上